

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第8条第2項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は県内において文化芸術活動を行う団体が行事等において大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の6割に相当する額

(2) (1)により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
大ホール	円 7,220	円 18,850	円 22,480	円 26,070	円 31,000	円 33,970	1 暖房料（ギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割（特別室及び応接室については、1割）に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用する場合においては、普通利用料金及び暖房料の額の合算額（以下「合算額」という。）の2割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が1人当たり500円未満の場合を除く。）を徴収する場合においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合においては、超過時間が30分以上1時間未満のときは合算額の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額を別に徴収する。
11号室	1,020	1,350	1,870	2,370	2,430	2,970	
12号室	1,020	1,350	1,870	2,370	2,430	2,970	
13号室	690	1,020	1,350	1,710	1,800	2,150	
14号室	1,020	1,350	1,870	2,370	2,430	2,970	
15号室	1,020	1,350	1,870	2,370	2,430	2,970	
16号室	1,020	1,350	1,870	2,370	2,430	2,970	
17号室	690	1,020	1,350	1,710	1,800	2,150	
18号室	690	1,020	1,350	1,710	1,800	2,150	
21号室	2,290	3,600	5,580	5,890	6,880	8,050	
22号室	1,020	1,350	1,870	2,370	2,430	2,970	
23号室	690	1,020	1,350	1,710	1,800	2,150	
24号室	690	1,020	1,350	1,710	1,800	2,150	
25号室	690	1,020	1,350	1,710	1,800	2,150	
26号室	2,460	4,070	6,080	6,530	7,610	8,830	
特別室	2,140	3,110	4,430	5,250	5,650	6,780	
応接室	1,530	2,460	3,600	3,990	4,550	5,300	
ギャラリー	830	1,220	1,680	2,050	2,180	2,610	

備考 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	附属の設備の利用料金						
			9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	17時30 分から 21時30 分まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 30分ま で	9時か ら21時 30分ま で	
舞 台 設 備	金びょうぶ	1 双	円 2,080	円 2,080	円 2,080	円 4,160	円 4,160	円 6,240	
	銀びょうぶ	1 双	2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	6,240	
	白びょうぶ	1 双	2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	6,240	
	テーブル掛	1 枚	90	90	90	180	180	270	
	取外し机	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	普通椅子	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	平台	1 枚	130	130	130	260	260	390	
	演台	1 台	470	470	470	940	940	1,410	
	譜面台	1 台	40	40	40	80	80	120	
	指揮台	1 個	40	40	40	80	80	120	
	上敷	1 組 (5 枚)	490	490	490	980	980	1,470	
	扇風機	1 台	490	630	630	1,120	1,260	1,750	
ホリゾン幕	1 張	700	700	700	1,400	1,400	2,100		
附 属 の 設 備	照 明 設 備	ボーダーライト (第1)	1 式	810	1,220	1,220	2,030	2,440	3,250
		ボーダーライト (第2)	1 式	780	890	890	1,670	1,780	2,560
		ホリゾンライト	1 式	780	890	890	1,670	1,780	2,560
		ローホリゾンライト	1 式	750	890	890	1,640	1,780	2,530
		アークピンスポットライト	1 台	2,950	3,600	3,600	6,550	7,200	10,150
		ロングスポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,730	2,080	2,080	3,810	4,160	5,890
		プロジェクタースポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,630	1,930	1,930	3,560	3,860	5,490
		ピンスポットライト (1キロワット)	1 台	890	1,080	1,080	1,970	2,160	3,050
		スポットライト (1キロワット)	1 台	890	1,080	1,080	1,970	2,160	3,050
		スポットライト (500ワット)	1 台	480	550	550	1,030	1,100	1,580
ミラーボール	1 式	700	800	800	1,500	1,600	2,300		
放 送 設 備	大型拡声器 (マイクロホン2本付き)	1 式	1,880	2,310	2,310	4,190	4,620	6,500	
	マイクロホン	1 本	420	490	490	910	980	1,400	
	ワイヤレスアンプ (マイクロホン2本付き)	1 式	1,880	2,200	2,200	4,080	4,400	6,280	
	レコードプレーヤー	1 台	490	630	630	1,120	1,260	1,750	
	テープレコーダー	1 台	1,880	2,200	2,200	4,080	4,400	6,280	
そ の 他 の	スクリーン (大ホール)	1 張	1,370	1,370	1,370	2,740	2,740	4,110	
	スクリーン (会議室)	1 台	240	240	240	480	480	720	

	設備	ピアノ (大型)	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は12,470円、4 時間を超え10時間以内の場合は17,700円、10時間を超える場合は22,970円
		ピアノ (中型)	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は3,960円、4 時間を超え10時間以内の場合は5,720円、10時間を超える場合は7,720円
電気料			1 k w h までごと に	40円

2 利用料金の適用年月日

令和6年10月1日